

新庁舎整備基本計画検討分科会傍聴要綱

制定 令和7年（2025年）5月13日 市長決裁

（趣旨）

第1条 この要領は、新庁舎整備基本計画検討分科会運営要綱（令和7年5月13日制定）第7条第3項の規定に基づき、公開して行う会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、新庁舎整備基本計画検討分科会運営要綱の例による。

（傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、会議当日、会議の開会までにその旨を庁舎建設課に申し出、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならないものとする。

（傍聴の制限）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができないものとする。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれがある物品を持っている者
- (2) 看板その他示威宣伝の用に供される物品を持っている者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、会議の円滑な運営を妨げるおそれがある者

第5条 分科会長は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができるものとする。

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならないものとする。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
- (3) 分科会長の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 分科会長の指示に反する行為をしないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人に対する退場措置)

第7条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は会議の運営を妨げるおそれがあるときは、分科会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができるものとする。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは直ちに退場しなければならないものとする。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

傍 聴 券

No. _____

※ 本傍聴券は、当日に限り有効です。

※ 再入場される際は、傍聴券の提示が必要です。

【新庁舎整備基本計画検討分科会】